事例 26 大田原市南方地区における公益的機能維持増進協定

に基づく森林整備

(関東森林管理局)



- ・栃木県大田原市(おおたわらし) 南方(なんぽう)の民有林
- ・間伐後の林内(令和3年6月)

塩那森林管理署管内の国有林野に介在する民有林においては、間伐の遅れから林内が暗くなり、下層植生の衰退による公益的機能の低下が懸念されていました。

そのため、下層植生の発達し

た森林を維持し水源涵養機能等の公益的機能が確保されるよう、公益的機能維持増進協定制度を活用して、平成30年度に関東森林管理局と民有林所有者との間で協定を締結し、令和元年度に保育間伐を実施しました。間伐実施後は、林内環境が改善され、下層植生の生育が確認できました。令和3年度にも引き続き林内を巡視しながら、下層植生と土壌が健全で公益的機能が維持されている様子を確認しています。